

尾三消防組合消防力整備計画（案）に係るパブリックコメント実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的な事項を定めることにより、尾三消防組合（以下「組合」という。）の消防力整備計画（以下「計画」という。）の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、管内住民の組合運営への積極的な参画を促進し、開かれた組合運営の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、計画の策定に当たり、策定の趣旨、内容等を公表し、住民等から計画に対する意見等の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「住民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 管内に住所を有する者
- (2) 管内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 管内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 管内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

（計画の案の公表）

第3条 組合は、計画を樹立する前に、計画の案を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、第5条第2項の規定による公表が終了する日まで行うものとする。

3 組合は、第1項の規定による公表は、計画を策定する趣旨、目的、背景等計画の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

4 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 組合ホームページへの掲載
- (2) 組合担当部署での閲覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合が必要と認める方法

5 第4項の規定により公表する場合は、意見の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を明記するものとする。

（意見等の提出）

第4条 組合は、計画の案を公表した日から14日以上期間を設けて、意見等の提出を受けようとするものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 組合が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、組合が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする住民等は、次に掲げる項目を明らかにしなければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 管内に事務所又は事業所を有するときはその所在地及び名称
- (4) 連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- (5) 第2条第2項第5号に該当する者にあつては、利害関係を有する事実

（意見等の取扱い）

第5条 組合は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画の意思決定を行うものとする。

2 組合は、前項の規定により意思決定を行った場合は、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する組合の考え方並びに計画の案を修正したときには、その修正内容を30日以上公表しなければならない。ただし、尾三消防組合情報公開条例（平成14年尾三消防組合条例第4号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表の方法については、第3条第4項の規定を準用する。

4 提出された意見に対する個別の回答は、行わない。

（一覧表の作成）

第6条 管理者は、パブリックコメント手続の実施状況に関して一覧表を作成し、組合のホームページに掲載するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は組合が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。